平成２４年（フ）第２１３号
長崎県佐世保市新田町352番地　２－２棟704号
債務者　田中　勝美
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２２１号
長崎県北松浦郡佐々町羽須和免880番地　ヒルコートさざ102号、旧住所長崎県佐世保市塩浜町７番11号　ＴＮＫビル501
債務者　原　　直
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第９号
熊本県八代市植柳上町882番地１　Ｂ
債務者　山田　ルミ
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月22日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第７０号
島根県浜田市真光町16番地
債務者　宮本　初代
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第７４号
島根県邑智郡邑南町阿須那1812番地
債務者　松田　浩二
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１５８３号
札幌市白石区菊水３条１丁目５番３号　マルトクハイツ401号
破産者　小松　榮子
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６１号
茨城県水戸市中央１丁目１番11号ＥＮＹビル３Ａ
破産者　株式会社サンテックコーポレーション
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１５７号
千葉県佐倉市井野1361番地９　グランドヒルズ佐倉305
破産者　高橋　広久
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４７１号
静岡市葵区五番町６番地の７
破産者　株式会社自蹊庵
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３４３号
名古屋市北区落合町275番地
破産者　株式会社野村工建
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８２１号
名古屋市北区西味鋺４丁目206番地　タウニィ中田103号
破産者　二階堂カヅコ
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０１３号
名古屋市天白区野並３丁目405番地
破産者　有限会社野の山
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０１５号
名古屋市西区則武新町１丁目３番14号
破産者　合資会社ザザグー
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０９号
北海道名寄市東４条南９丁目２番地40
破産者　株式会社ニーズプロジェクト
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６６号
秋田市八橋本町４丁目１番16号
破産者　三浦住研工業株式会社
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９４号
福島県郡山市深沢２丁目15番18号
破産者　有限会社ブリーズ
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１５４３号
神奈川県大和市柳橋２丁目６番地24
破産者　有限会社リフレクト
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１４７号
横浜市戸塚区小雀町868番地
破産者　京浜工事株式会社
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３４１号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2428番地
破産者　茅ケ崎塗装工業株式会社
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１号
最後の住所長野市三輪８丁目８番15号
破産者　亡小池千秋相続財産
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係